

鳥取県告示第695号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
整形外科	肢体不自由	谷田 敦	日野郡日野町野田332 日野病院組合日野病院
リハビリテーション科・呼吸器科	〃	井川 克利	西伯郡伯耆町大原927-1 医療法人社団昌平会大山リハビリテーション病院
心臓内科	心臓機能障害	那須 博司	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
〃	〃	菅 敏光	〃
不整脈内科	〃	矢野 暁生	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院